



鳥取県公報

令和元年 11 月 22 日 (金)
第 9 1 5 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定 (363) (医療・保険課) 2
	知事指定薬物の指定の失効 (364) (〃) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (365) (農地・水保全課) 3
	一般国道の区域の変更 (366) (道路企画課) 3
	一般国道の供用の開始 (367) (〃) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (368) (治山砂防課) 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (369) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (370) (〃) 4
	開発行為に関する工事の完了 (371) (西部総合事務所生活環境局) 5
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (372) (会計指導課) 5
◇ 公 告	家畜商法による講習会の開催 (畜産課) 5

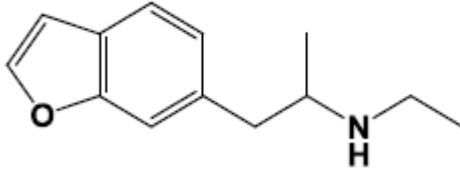
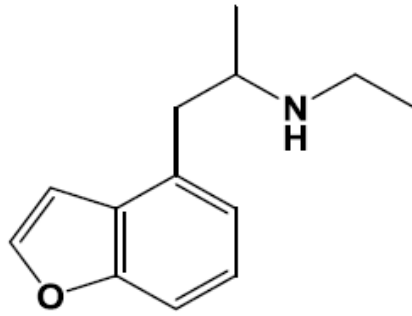
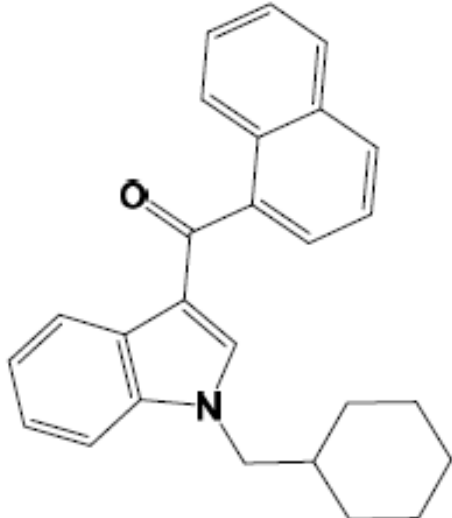
告 示

鳥取県告示第363号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
1-知(1)-6	6-EAPB	<p>1-(ベンゾフラン-6-イル)-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類</p> 
1-知(1)-7	4-EAPB	<p>1-(ベンゾフラン-4-イル)-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類</p> 
1-知(1)-8	<p>NE-CHMIMO</p> <p>JWH-018 c y c l o h e x y l m e t h y l d e r i v a t i v e</p> <p>CHM-018</p>	<p>(1-シクロヘキシルメチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタンオン及びその塩類</p> 

鳥取県告示第364号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
1-知(1)-3	Cyclopentyl fentanyl	令和元年9月3日	令和元年9月8日
1-知(1)-4	CUMYL-PEGACLONE	〃	〃
1-知(1)-5	5F-CUMYL-PEGACLONE	〃	〃

鳥取県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を令和元年11月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和元年11月22日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和元年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
482号	八頭郡若桜町大字春米字下クコ8地先から同町大字茗荷谷字休ノ上エ328-37地先まで	変更前	5.2~68.0	1264.0
	八頭郡若桜町大字春米字サイノ坂620-48地先から同町大字茗荷谷字休ノ上エ328-37地先まで		9.4~46.5	1363.0
	八頭郡若桜町大字春米字下クコ8地先から同町大字茗荷谷字休ノ上エ328-37地先まで	変更後	9.4~66.0	1480.0
	八頭郡若桜町大字春米字サイノ坂620-3地先から同町大字茗荷谷字休ノ上エ328-37地先まで		5.2~68.0	1131.0

鳥取県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和元年11月22日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和元年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
482号	八頭郡若桜町大字春米字下クコ8地先から同町大字茗荷谷字休ノ	令和元年11月24日

上エ328-37地先まで

鳥取県告示第368号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局において一般の縦覧に供する。

令和元年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

祇園町2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域（昭和45年農林省告示第1951号（保安林の指定をする件について）並びに昭和61年鳥取県告示第723号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）及び平成7年鳥取県告示第457号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
米子市祇園町二丁目17-1地先道路敷	1号
米子市祇園町二丁目155-1	2号及び4号
米子市愛宕町49-1	3号
米子市祇園町二丁目106-6	5号
米子市祇園町二丁目111-1	6号
米子市祇園町二丁目267-2	7号
米子市祇園町二丁目19-3	8号

鳥取県告示第369号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月22日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人遊歩	米子市彦名町2850-1	夜見われもこの家	米子市夜見町彦名界三330-4	短期入所、共同生活援助	令和元年11月1日

鳥取県告示第370号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月22日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
-----	------------	--------------------------	------------------------------	-------------	-------

		の名称	地		
社会福祉法 人遊歩	米子市彦名町 2850-1	短期入所いきいき われもこう	米子市夜見町彦名界 三330-4	短期入所	令和元年10月31 日

鳥取県告示第371号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和元年11月22日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和元年11月7日 鳥取県指令第201900206039号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市皆生三丁目14-16
山下 光夫

鳥取県告示第372号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和元年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
株式配当金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課
課長補佐 松本 俊介
- 3 委任期間
令和元年11月22日から令和2年3月31日まで

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

令和元年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 開催日時
令和元年12月19日（木）及び同月20日（金）午前9時から午後5時まで
- 2 開催場所
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所A棟1階第101会議室
- 3 講習の科目及び時間
(1) 家畜の取引に関する法令 4時間
(2) 家畜の品種及び特徴 4時間
(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 4 受講手続
(1) 受講申込書の交付

受講申込書は、鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課及び鳥取県ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/>) において交付する。

(2) 受講申込方法

(1)の受講申込書に、写真(受講申込書提出前6月以内に撮影した無帽の正面上半身像のもので、縦3.5センチメートル×横3.0センチメートルの大きさのものとする。)及び講習会受講手数料(3,540円)に相当する額の鳥取県収入証紙を貼り付けて、令和元年12月2日(月)までに6の場所に提出すること。

5 その他

本講習会の受講に当たっては、受講手数料のほかテキスト代金(3,400円)が必要となるので、講習会初日の受付時に現金で支払うこと。

6 受講申込書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課

電話 0857-26-7290